○相模原市廃棄物処理施設設置等調整委員会規則

平成31年3月29日
規則第18号

（趣旨）

第1条　この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和37年相模原市条例第17号）に基づき設置された相模原市廃棄物処理施設設置等調整委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条　委員は、法令、環境、廃棄物処理施設等について専門的な知識又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第3条　委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（除斥）

第5条　委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族に直接の利害関係のある事案については、その議事に加わることができない。

（関係者の出席等）

第6条　委員会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第7条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（庶務）

第8条　委員会の庶務は、廃棄物処理施設設置等事務主管課で処理する。

（委任）

第9条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。